

船舶事故等調査報告書

平成24年1月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第148号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年8月20日 14時00分ごろ	
発生場所	山口県山口市秋穂採石場沖 山口市所在の草山崎灯台から真方位285° 1,600m付近 (概位 北緯33° 59.3′ 東経131° 25.4′)	
事故等調査の経過	平成23年10月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船種船名、総トン数</p> <p>A 押船 <sup>かいば</sup>海馬、116トン 135395、中根海運株式会社</p> <p>B バージ 第11 <sup>にっしん</sup>日進、約1,363トン なし、中根海運株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	A 船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 船底部外板小凹損	
事故等の経過	<p>A船は、船長ほか3人が乗り組み、B船の船尾凹部にA船の船首を入れて押航し、秋穂採石場で積荷を終えて離岸作業中、平成23年8月20日14時00分ごろ、同採石場の棧橋沖において、B船の船尾付近に衝撃を受けた。</p> <p>船長は、秋穂採石場での積荷経験を数えきれないほど有していたが、これまで本事故発生場所付近で衝撃を受けたことはなかった。</p> <p>船長は、B船が積荷をして喫水が入った状態であったことから、他船が落とした石に乗り揚げたものと思った。</p> <p>A船及びB船は、浸水等の異常がなかったので航海を続けた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期</p>	
その他の事項	<p>A船の喫水は、船首約2.0m、船尾約3.2mであり、B船の喫水は、船首約2.6m、船尾約3.6mであった。</p> <p>本事故発生場所は、2m等深線及び5m等深線間の水域であった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船はB船を押して秋穂採石場で離岸作業中、同採石場沖に他船が落とした石が存在したことから、B船が同石に乗り揚げた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船がB船を押して秋穂採石場で離岸作業中、同採石場沖に他船が落とした石が存在したため、B船が同石に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	